

## 光市病院局公告第12号

光総合病院給食業務について、公募型プロポーザルに係る手続きを開始するため、下記のとおり公告する。

令和2年1月8日

光市病院事業管理者 桑田 憲幸

### 1 事業概要等

#### (1) 業務名

光総合病院給食業務

#### (2) 業務内容

光総合病院における入院患者及び託児所への食事の提供

#### (3) 業務期間の委託料等の額（上限額）

231,000千円（消費税及び地方消費税等は含まない）

#### (4) 業務期間

令和2年3月1日から令和5年2月28日まで

#### (5) 業務場所

山口県光市光ヶ丘6番1号

光市立光総合病院

### 2 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 平成26年4月1日から本プロポーザルの公告日までの間に、200床以上の一般病床を有する病院において、3年以上継続して患者給食業務

を履行した実績を有する者であること。

- (2) 一般財団法人医療関連サービス振興会が交付する患者等給食業務に関する医療関連サービスマークの交付を受けていること。
- (3) 公益社団法人日本メディカル給食協会の会員であり、受託業務の遂行が困難になった場合の代行保証の体制がある者又は同等の代行保証体制を取ることができる者
- (4) 税（国、都道府県、市町村）の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定により入札制限を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けたときは、この限りでない。
- (7) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でない者。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下、同じ）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

### 3 審査・選定等

提出された参加表明書等及び企画提案書等の評価は、光総合病院給食業務プロポーザル審査委員会において、企画提案書等の書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査とし、審査の結果、業務の受託に最も適した者を特定する。

#### 4 手続き等

(1) 光総合病院給食業務プロポーザル実施要項等（以下「実施要項等」という。）の入手方法

光市立光総合病院ホームページ (<http://hikari-hosp.jp>) に実施要項等を掲示する。

(2) 参加表明書等の提出

ア 提出場所

〒743-8561 山口県光市光ヶ丘6番1号  
光市立光総合病院総務課

イ 提出期間

令和2年1月17日（金）までの日（期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時15分から午後5時まで。

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とし、郵送の場合を含め、提出期限内必着とする。

エ 提出書類

提出書類、様式及び部数については、実施要項等による。

(3) 企画提案書等の提出

ア 提出場所

〒743-8561 山口県光市光ヶ丘6番1号  
光市立光総合病院総務課

イ 提出期間

令和2年1月24日（金）までの日（休日を除く。）の午前8時15分から午後5時まで。

ウ 提出方法

提出場所に持参又は郵送（配達証明付書留郵便）とし、郵送の場合を

含め、提出期限内必着とする。

#### エ 提出書類

提出書類、様式及び部数については、実施要項等による。

### 5 特定者との協議

3により特定した者と契約の交渉を行う。なお、特定者が辞退したとき、特定者が資格要件を欠くと判断されたとき、又は契約の交渉が整わなかったときは、次点者と順次、契約の交渉を行う。

### 6 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、光市立光総合病院総務課（電話：0833-72-1001）とする。
- (2) 提出書類等の作成及び提出に要する費用は、参加表明者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外では使用しない。
- (4) 提出された書類等は、返却しない。
- (5) その他詳細は、実施要項等による。